

令和7年度 教育委員会

(第4回定例会)



福岡市

福岡市教育委員会

令和 7 年度 7 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和 7 年 7 月 4 日(金) 午後 2 時 開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(7 月議事録署名委員 三井職務代理、押山委員)
- 4 教育長報告
- 5 各課報告、連絡事項
- 6 議事
 - (1) 報告第 2 号 令和 7 年笛吹市議会第 2 回定例会の報告について
 - (2) 議案第 9 号 笛吹市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和 7 年 8 月 4 日(月) 午後 2 時～
市民窓口館 302・303 会議室

報告第2号（7月）

令和7年笛吹市議会第2回定例会の報告
について

教育委員会

令和7年 笛吹市議会 第2回定例会
[議案に対する質疑及び一般質問]一覧

番号	質問者	質疑及び質問事項	
1	渡辺 清美 議員	1	Lアラート（災害情報共有システム）について
		2	誰もが安心して搾乳できる環境づくりについて
2	神澤 敏美 議員	1	大蔵経寺山における防火線の整備について
3	山本 茂貴 議員	1	英語教育の推進について
		2	温泉施設について
4	樋口 滝人 議員	1	個別施設計画の中で工期延長を行った建設工事について
		2	新庁舎建設を含めた庁舎管理について
5	荻野 陽子 議員	1	自然災害から自分の命と安全を守る取り組みについて
6	山田 宏司 議員	1	学校を取り巻く環境について
		2	障がいのある人たちの働く環境と暮らしについて
7	鈴木 駿一 議員	1	こどもの居場所づくり推進及び確保に向けた市の取り組みについて
8	三枝 賢治 議員	1	農業振興事業について
		2	上下水道管路の老朽化及び耐震化について
9	河野 智子 議員	1	青楓美術館の今後について
		2	補聴器購入と聴力検査への補助について

令和7年 笛吹市議会 第2回定例会
[議案に対する質疑及び一般質問]一覧

番号	質問者	質疑及び質問事項	
10	中川 秀哉 議員	1	市民の命と暮らしを守る経済支援事業について
		2	可燃ごみの収集の改善について
11	松本 なつき 議員	1	個別施設計画にて撤去または譲渡が予定されている芦川地区の宝珠寺、百番観音に設置された公衆トイレについて
		2	笛吹市の関係人口を増やすための取り組みについて
12	落合 俊美 議員	1	高齢者等のごみ出し支援事業実施要綱関係について

令和 7 年 笛吹市議会第 2 回定例会一般質問に関する質問及び回答

○ 山本茂貴 議員

3-1 英語教育の推進について

(1)「市内の小中学校における ALT の配置人数」について

答弁

本市では、現在、小学校の専任が 5 人、中学校の専任が 2 人、小中学校の兼務が 6 人、合計 13 人の ALT を配置しています。

ただし、JET プログラムで採用している 3 人は、1 学期で任期が終了するため、2 学期以降は小学校の専任が 5 人、中学校の専任が 1 人、小中学校の兼務が 4 人の合計 10 人体制となります。

(2)「ALT の授業参加の頻度と活動内容」について

答弁

本市の ALT は、小学校では 3・4 年生の英語活動に週 1 時限、5・6 年生の英語授業に週 2 時限、中学校では週 4 時限のうち 1 時限又は 2 時限の英語授業に参加しています。

授業中は、基本的に英語だけで会話し、担当教職員と一緒に授業を行い、英語の正しい発音や自然な会話を児童生徒に聞かせ、児童生徒が英語に親しむ環境を作っています。

その他、運動会や体育祭、学園祭といった学校行事など、授業以外の場面にも参加し、児童生徒と英語でコミュニケーションを取っています。

(3)「ALT の増員人数」について

答弁

令和 8 年度に 12 人増員します。これにより、本市の ALT は 22 人となります。

(4)「増員後における ALT の授業参加の頻度や活動内容等の変化」について

答弁

ALT の授業参加の頻度について、小学校では現在も全ての授業に ALT が参加しているため、増員後も参加頻度に変わりはありません。

一方、中学校では、現在、週 4 時限ある英語授業のうち、ALT の参加は 1 時限又は 2 時限となっていますが、増員後は 4 時限全てに参加することが可能となります。

また小中学校ともに、増員後は、授業だけでなく、学校行事や課外活動などの様々な場面において、積極的に ALT を活用し、英語に触れられる機会を作ることができます。

増員によって、ネイティブスピーカーと英語でコミュニケーションを取る機会が増えることで、ALT の設置目的でもある児童生徒の英語を聞く、話すといった能力の向上を図ることができるほか、児童生徒の英語学習に対する積極性や自信にもつながることが期待できます。

また、この取組を活用し、教育課程の工夫や児童生徒の英検取得率向上のための方策を検討します。

(5)「ALT の増員に向けた現在の進捗状況と今後の予定」について

答弁

令和 7 年 3 月に、プロポーザルで選定した事業者と ALT の受入支援及び管理業務委託契約を締結しました。

現在、事業者とともに ALT 増員に向けた準備を進めているほか、ALT の積極的な活用など英語力向上に向けた取組内容について学校現場との調整などを行うため、教職員によるワーキンググループ

ブを編成し、毎月1回程度、取組内容の検討を行っています。5月28日には、オンライン英会話を実施している英語教育の先進地である茨城県大洗町を視察したところです。

また、ALTの受入れに伴う協定締結先は、フィリピン共和国ベイ町としました。

フィリピン人は、明るく元気な国民性で、児童生徒に緊張させない雰囲気づくりが得意であり、児童生徒や教職員と馴染むのも早いとされています。現に、本市のALT13人のうち、6人がフィリピン人ですが、いずれのALTも親しみやすく、積極的にコミュニケーションを図りながら指導を行っており、児童生徒や保護者、学校からも好評を得ています。

また、ベイ町は、フィリピン共和国の首都マニラから車で2時間程度の場所に位置している緑豊かな街で、人口は約6万7千人、主要産業はバナナやパイナップルなどの果実をはじめとした農業であるなど、本市と類似している点があり、親和性が高いことが特徴です。

これらのことを踏まえ、事業者から提案された協定締結候補地の中から、本市と協定を締結するに最も相応しい自治体としてベイ町を選定しました。

7月31日には、市長がベイ町を訪問し、現地で自治体間交流協定を締結する予定です。

その後は、フィリピン共和国から来日するALT22人を令和8年度から会計年度任用職員として採用するため、受入れや任用手続きなどの準備を進めます。

○ 樋口滝人 議員

4-1 個別施設計画の中で工期延長を行った建設工事について

(1)「御坂中学校建築工事の工期延期による市の負担及び新年度への影響」について

答弁

御坂中学校校舎改築工事における建築主体工事については、請負業者から提出された工期延期願において、工期延期に伴う諸経費の増額分を請求しないことが確認できているため、市の負担はありません。

電気設備工事及び機械設備工事の工期延期に伴う市の負担については、現在、精査過程にあること、また、仮設校舎リースについては、リース期間延長に伴う負担が見込まれることから、それぞれの請負業者と協議しているところです。

なお、令和8年1月から新校舎を供用開始するため、新年度を迎えるに当たって、授業や学校行事等を含め、生徒や教職員への影響はありません。

○ 山田宏司 議員

6-1 学校を取り巻く環境について

(1)「学校と地域とのつながりの衰退」について

答弁

近年、社会構造の変化や価値観の多様化に伴い、学校と地域とのつながりも希薄化が進んでいる状況です。

児童生徒のプライバシー保護に対する社会意識の高まりや、安全確保への配慮、新型コロナウイルス感染症対策による学校行事の見直しなどから、地域の方との交流機会が減少していることは事実です。

しかし、学校と地域とのつながりは、学校教育だけでは得られない、多様な経験や視点を生徒たちが学ぶ機会として大事なものです。

そのため、市内の小中学校では、あいさつ運動を通して、地域の方と登下校をはじめ日常的な交流機会を設けるほか、学校運営に地域の方や保護者が積極的に参加し、地域と学校が一体となった

コミュニティスクールを設置、拡大することで、地域との連携強化を進めていきます。

(2)「登下校時の児童生徒の安全確保」について

答弁

登下校中の交通事故防止については、学校で取り組んでいる交通安全指導に加え、道路環境の改善や地域全体での連携が必要だと考えています。

市では、学校、保護者及び笛吹警察署と連携して通学路危険箇所の抽出や合同点検を毎年実施しています。この合同点検で確認された未対応の危険箇所については、市土木課や市民活動支援課で対策を行うほか、県や笛吹警察署に対策を要請しています。

また、登下校中の児童生徒が交差点を横断する際に、行政区役員やボランティアの方が、黄色い旗を使った交通誘導、安全確認を行ってくださるなど、地域の方にも御協力をいただいています。

これらの取組を総合的に推進することで、児童生徒の登下校中の交通事故防止を図ります。

(3)「学校内への侵入者に対する教職員、児童生徒の安全確保」について

答弁

市では、学校内への不審者の侵入防止対策として、校門や死角になりやすい場所に防犯カメラを設置するとともに、玄関の施錠を徹底しています。

また、児童生徒に対しては、防犯意識を高めるため、笛吹警察署と連携して、防犯教室を実施しています。

教職員に対しては、児童生徒の安全だけではなく、自身の安全も確保するため、防犯研修や防犯訓練を実施しています。

今後も、児童生徒、教職員の安全確保を最優先に、実効性のある安全対策を検討、実施していきます。

(4)「教職員の長時間労働の是正と、モラハラ、パワハラ被害への対応」について

答弁

市では、教職員の業務負担の軽減及び長時間労働の是正を目的に、教職員が行っていた学校徴収金徴収業務の教育委員会への移管や、教職員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフの配置を実施しています。

今後も、国や県、他自治体等の取組事例も参考に、教職員の長時間労働の是正に努めていきます。

保護者との相談対応において、モラハラ、パワハラに発展するおそれがあるときなどは、担当者が一人で対応するのではなく、学年主任や管理職が加わるなど、複数人で対応するほか、市の教育相談室や学校教育課の指導主事が相談窓口となるなど、状況に応じたきめ細かな対応を行っています。

あわせて、保護者との相談対応において、モラハラ、パワハラの発生を防ぐために最も大切なのは、日頃から信頼関係を築き、相手の気持ちに寄り添いながら、迅速、丁寧に対応することであることを、教職員間でも意識共有しています。

○ 鈴木俊一 議員

7-1 こどもの居場所づくり推進及び確保に向けた市の取り組みについて

(1)「子供の居場所づくりの推進及び確保」について

答弁

現在、地域とのつながりの希薄化、少子化の進行などにより、子供同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、「子供が地域コミュニティの中で育つ」ことが以前よりも難しくなっています。

こうした背景の下、国では、子供の居場所づくりを推進していくため、令和 5 年 12 月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定しました。その指針では、子供にとって居心地が良いと思えるものであれば、どんな場所、時間、人との関係性であっても子供の居場所となり得るとしています。

子供の居場所づくりは、子供の孤立や孤独の防止、学びや成長の機会の提供、地域のつながりと見守り体制の構築などの場にもなるため、本市においても推進しているところです。

市の取組の中で主なものを挙げると、遊びを通じて子供の健全な育成を図る児童館・児童センター、放課後における児童の健全育成を図る放課後児童クラブ、地域の方々の参画を得る中で学習や様々な体験・交流活動を行う放課後子ども教室、不登校の子供たちの居場所となる教育支援センター「ステラ」、そのほか各学校内においても教室に入れない児童生徒に対して相談室や空き教室等を活用した支援スペースを設けるなど、様々な場所において、子供たちの居場所づくりを推進しています。

また、令和 5 年度には甲斐ゼミナールと協定を締結し、甲斐ゼミナール石和教室内に不登校の子供たちの学習支援を行う場を新たに設置し、さらに令和 6 年度には芦川地域内で初となる学童保育施設を整備するなど、新たな居場所の確保にも注力しています。

一方、市内には、地域住民等による民間主体の取組として、子供たちへの学習支援や屋外遊びの場、子供たちに無料又は安価で栄養のある食事やあたたかな団らんを提供することも食堂などの場が複数あり、そこに通う子供たちにとって大切な居場所となっています。

市の広報紙に「こどもまんなか宣言」に係る取組を紹介するコーナーを設け、その中で、こども食堂などの活動に関する記事を掲載し、居場所を必要とする子供に向け広く情報を発信しています。

○ 河野智子 議員

9-1 青楓美術館の今後について

(2)「市が所有している美術品の作者と作品数」について

答弁

市では、津田青楓の作品 1,101 点、御坂町出身の穴山勝堂の作品 15 点、笛吹市にゆかりのある高野史静の作品 65 点、横尾木鶏の作品 54 点、石原益男の作品 14 点、半田強の作品 7 点、宮本和郎の作品を 7 点など、91 人の作者 1,421 点の作品を所有しています。

(3)「美術品の保管場所と劣化を防ぐための対策」について

答弁

市が保有する美術品は、青楓美術館の収蔵庫や学びの杜みさか等で保管しています。

劣化を防ぐために最も有効な対策は、湿度や温度を調整できる収蔵庫で保管することですが、収蔵庫は青楓美術館以外にはなく、その収蔵量も限界に達しようとしています。

議案第9号（7月）

笛吹市スポーツ推進審議会委員の委嘱
について

生涯学習課

令和7・8年度 笛吹市スポーツ推進審議会委員(敬称略)

No.	氏 名	任期	備 考
1	川崎 正次	令和7年4月1日～令和9年3月31日	学識経験者
2	山口 隆夫	令和7年4月1日～令和9年3月31日	学識経験者 (笛吹市スポーツ協会副会長)
3	高野 道宏	令和7年4月1日～令和9年3月31日	学識経験者 (笛吹市スポーツ協会副会長)
4	深山 礼	令和7年4月1日～令和9年3月31日	学識経験者 (笛吹市スポーツ協会副会長)
5	小宮山 尊之	令和7年4月1日～令和9年3月31日	笛吹市スポーツ推進委員
6	大森 純子	令和7年4月1日～令和9年3月31日	笛吹市スポーツ推進委員
7	河野 紳一	令和7年4月1日～令和9年3月31日	笛吹市小中学校長会 (笛吹市立浅川中学校校長)
8	廣瀬 志保	令和7年4月1日～令和9年3月31日	山梨県立笛吹高等学校校長
9	田中 親吾	令和7年4月1日～令和9年3月31日	学識経験者 (公財)ふえふき文化・スポーツ振興財団事務局長)
10	渡辺 修	令和7年4月1日～令和9年3月31日	学識経験者 (わいわいスポーツクラブ事務局長)

【参考資料】 スポーツ基本法及び笛吹市スポーツ推進審議会条例（抜粋）

○スポーツ基本法

（平成二十三年六月二十四日）

（法律第七十八号）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

○笛吹市スポーツ推進審議会条例

平成 16 年 10 月 12 日

条例第 113 号

（設置）

第 1 条 スポーツ基本法(昭和 23 年法律第 78 号)第 31 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、笛吹市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（組織）

第 3 条 審議会は、10 人以内の委員で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

（委嘱及び任命）

第 4 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

（任期）

第 6 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。